

# 平成28年度第2回地域自立支援協議会議事録

いわき市保健福祉部

いわき市地域自立支援協議会議事録

会議名	平成28年度 第2回 いわき市地域自立支援協議会			
日時	平成28年10月6日(水) 14:00～16:15	場所	いわき市文化センター2階 中会議室(1)(2)	
出席者	<b>【項目】</b>	<b>【氏名】</b>	<b>【所属・職名】</b>	
	学識経験者	山本 佳子	いわき明星大学教養学部地域教養学科 教授【副会長】	
	障がい者福祉団体	森田 千鶴子	いわき市手をつなぐ育成会	
		吉江 路子	いわき市盲人福祉協会	
		古館 信義	いわき市身体障害者福祉協会会長	
		石井 静子	いわき聴力障害者会副会長	
		豊田 正勝	いわき市腎臓病患者友の会	
		障がい者福祉施設等	鈴木 繁生	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
			新妻 登	社会福祉法人いわき福音協会理事【会長】
			古川 敬	社会福祉法人育成会理事
			松崎 有一	社会福祉法人誠心会理事長
		障がい者関係機関等	草野 滋章	社会福祉法人希望の杜福祉会常務理事
	齋藤 秀美		福島県立いわき養護学校長	
	渡辺 隆		平公共職業安定所所長	
	市民代表	星 美枝子	いわき障害者就業・生活支援センター センター長	
		佐藤 裕之	社会福祉法人社会福祉協議会生活支援課長	
	いわき市役所	石井 キヌ	いわき市ボランティア連絡協議会	
		事務局		いわき市保健福祉部（部長・次長）
				いわき市こども家庭課（課長）
				いわき市保健所地域保健課（課長）
			いわき市障がい福祉課（課長、補佐、事業係長、支援係）	
相談支援事業所等			事務局	特定非営利活動法人そよ風ネットいわき
				いわき市障害者生活介護センター
				相談支援事業所ふくいん
				スペースけやき
				地域生活相談室せんとらる
			いわき地域療育センター	
		ライフサポートセンター「ゆう・ゆう」		
欠席者	学識経験者	田子 久夫	磐城済世会舞子浜病院名誉院長	
		関 晴朗	国立病院機構いわき病院院長	
	障がい者福祉団体等	根本 徳一	いわき市精神障害者家族会 ふれあい会会長	

	障がい者関係機関等 門馬 栄 福島県立平養護学校校長 相談支援事業所等 相談支援事業所えーる
配布資料	平成28年度第2回地域自立支援協議会次第 平成28年度第2回地域自立支援協議会資料 資料1 障がい福祉サービス事業所等における事業計画等について 資料2 基幹相談支援センター設置に向けた考え方について 資料3 障害者支援等における防犯に係る安全の確保について

○ 平成28年度第2回地域自立支援協議会

I 開会

II 会長あいさつ

III 議事

議 長 それでは、協議に入っていきます。お手元の次第にあるように、まず報告事項、それから協議事項ということでいきたいと思しますので、報告事項（1）障害福祉サービス事業における事業計画等について、事務局からご説明をお願いします。

事 務 局 （資料に基づいて説明）

議 長 ありがとうございます。今の報告事項ということで頂きましたが、このことについて皆さんから意見、ご質問等ありますか。よろしいでしょうか。

委 員 資料の2ページ目、下から3段目、就労支援B型の箇所数が平成31年度だけ、29が27に減っているのですが、これはこの数字でよろしいのですか。

事 務 局 現行3つある事業所を統合して、整備していくということがあるので、定員は減りませんが、箇所数が減るという状況でございます。

議 長 その他、何かありますか。よろしいですか。報告事項はこれで終わります。協議事項に移っていきます。協議事項はお手元にありますように、基幹相談支援センター設置に向けた考え方についてということで、これは6月のときにも、その前も何回か全体会議の中で話をしてきた過程があります。皆さん覚えているかと思しますので、その前でも運営会議等々でもいろんな話をしてきたと思います。改めて、全体会議の結果を受けて行政の方で考え方についてということでまとめてこられた資料が資料2です。

事 務 局 （資料に基づいて説明）

議 長 はい、ありがとうございます。今、事務局から説明頂いて、皆さんからのご意見、ご質問をいただきたいのですが、皆さんからのご意見をお聞きする前に基幹相談支援センター設置に向けた考え方についてですよね、表題が。前回まで基幹相談支援

センターがどうあったらいいかということで、協議事項でずっとあがってきていたのですが、いまこの話の中で、この方向性のところを見ますと、基幹相談支援センター設置に向けて話してきたことプラス方向性の最後にある、そのため地域における相談支援の中核となる「基幹相談支援センター」の新たな設置と併せ、7法人等にそれぞれ委託している既存の「相談支援事業」の体制を見直し、相談支援体制の連携強化を図るものということなので、皆さんからのご意見は基幹相談支援センターが今の説明を受けて質問やご意見が出てくると思うので、合わせて委託相談、相談支援事業のことについてのご意見もお伺いしてもよろしいということですか。わかりました。基幹相談支援センターが直営とか委託と話してきたのですが、改めて今の委託相談、7事業でやっていることも合わせて連携強化を図りたいということなので、それも踏まえてご意見をお伺いしたいと思いますので、どなたからでもご意見、ご質問お願いします。

委員

そもそもこの委託事業というのは当初障害者自立支援法ができたときにこの委託が開始されています。そもそも論は、福音協会が地域療育等支援事業をやっていて、うちは新規設定のときに独自で相談支援事業をやっていました。この委託をするにあたって、弱小法人を救済しようということで各法人に900万ずつ補助金が出ておりました。その後、居住サポート事業が出てきて、それも1年位でなくなってしまうので、そこで110万の補助金の減額があって、現在は790万になってきています。今までずっと話を聞きますと、7法人等の委託が廃止されるというお話で、そうすると弱小法人の我々も、相談支援は赤字ですが、その辺をどういうふうにしていくのかということと、それから28年度第2回の自立支援協議会の資料を再検討するようですが、27年度の資料を見ますと、27年度は基幹相談支援センターの他に委託は残っているという状態になっているのですが、この委託が廃止になるということはどこでどのようになったのか、ご説明をしていただきたいです。それからもう1点、先程の国の地域包括の件ですが、これは国でモデル事業を募集中です。これは全国で50カ所ということになっているのですが、最近のニュースですとまず30カ所というようなことですが、市としてはこのモデル事業に関して手を挙げるお考えはあるのでしょうか。

議 長 今、2つ質問が出ました。1つは基幹相談の中の話が始まった時には、基幹相談をどうするかということで委託事業については特段今話が出てきているように委託をなくすというような話ではなかったのに、なぜ途中で今日の話のようになったのかというのが1つ、それからもう1つは先程、国のモデル事業について、簡単に言ってしまうと市で手を挙げる予定があるのかということでよろしいですか。これに合わせて他にご質問ありますか。今の2点について、行政でお答えをよろしくお願いします。

事 務 局 ご質問2点いただきまして、1つが基幹相談支援センターは設置方法だけで委託についての見直しはなかったのではないかとということでよろしいですか。今回資料を改めて、平成28年度第2回自立支援協議会ということで出させていただきました。基幹相談支援センターということで今まで意見をいただいていたところではあるのですけれども、市としましても障がいがある方ですとか、ご家族の相談支援体制をどうするか、まず基幹相談支援センターを作ることありきというよりは、障がいのある方やご家族の方、全体会議委員で出席をいただいております当事者団体の方、親の会の方、そういった方の相談支援体制をどうするかという視点から議論をお願いしていたつもりだったのですが、平成27年度の際も基幹相談支援センター単体での検討だけではなくて、先程、担当から説明させていただきました平成27年度第2回の資料でいいますと6ページ、委託相談支援事業所につきましては設置方法ということで単独、複数、その他任意ということ、あと7ページ、3ということでいろんな相談支援体制ということで総合的に考えていたつもりでございます。基幹相談支援センターだけどうするかということではなくて、センターを考える際には現状の各部会から出てきた課題ですとか、障がい者団体との意見交換から出てきた課題をどのようにうまく相談支援体制の再構築に向けてどうすればいいかということで、27年度第1回目、2回目の資料、冒頭にもセンターの設置にあたっての整理及び相談支援体制の構築にあたっての委託相談支援センターの総合的な検討が必要ということで事務局としては考えていたつもりでございます。2点目のモデル事業につきましては、説明で分かりづらかったかもしれませんが、国のモデル事業ということで参考資料に付けさせていた

できましたが、あくまで市としてモデル事業に手を挙げることではなくて、実際の高齢分野ですと、当協議会委員の障連協さんも代表で入っていただいております、地域包括ケアの会議も含めて従来の相談支援体制の中で障がいの方の相談支援体制のままでいいのか、地域包括ケアとしての仕組みでいいのかということの中で、国のモデル事業を行うということはおそらく国としては障がいは障がい、高齢は高齢という流れとはちょっと異なる、いつでもこのような話は流れとしてあったかと思うのですが、ある程度地域包括ケアと地域共生社会ということで総合的な相談支援体制ということが示されたので、国の基本的な考え方としての参考として示させていただいた資料となります。以上です。

議長 今2つ出まして、特に2番目のモデル的なものについては、市で手を挙げると考えがあるかという質問については、事務局からお話がありましたが、これは事業についての説明なので、市としてはいかがですか。

事務局 無いということで。参考資料として利用させていただきました。

議長 分かりました。それと1番目については、今のお話のように、議長ということで私がやっておりますが、私自身も基幹型をどうすればいいのかなと考えてきて、改めて前の資料を見てみると確かに基幹型も含め、今の委託相談も含め全体的に検討するという文言には今説明をいただいたら確かになっているわけです。ただしそういう進め方は、私も進め方が悪かったので申し訳なかったのですが、やってこなかったという認識をしています。改めて今のお話のことを土台にして、これからどう進めていったらいいのか、今回の第2回目のときにどうすればいいのかも含めて、委員の方からご意見をいただきたいです。

委員 事務局からいただいたご回答にもう少し突っ込んで質問をさせていただいて宜しいでしょうか。今日の資料の1ページの先程何度も読み上げられておりました方向性のところですね。下から2行目の7法人等に委託している既存の「相談支援事業」の体制を見直しというところ、それから今日再掲ということで27年度の第2回の資料の6ページ、(2)の委託相談支援事業の設置方法についての整理を行うということで、これは具体的に先程〇〇委員からはなくすという言葉が出てきていたのですが、

委託相談支援事業をこれはやめていく方向でその考え方も整理の方法、或いは体制の見直しの方法の中にはあるというふうに具体的に解釈していいということでしょうかということがまず1点目です。それと、先程数字が出ておりましたけれども790万という委託費、これはイコール委託相談支援事業がなくなるということは委託費790万もなくなるという解釈なのかなと思います。それともう1つ再掲でこれも今年度の第1回の自立支援協議会の資料のA3の横のものですが、先程の説明の中で触れていました総合判断のところの上から3つ目の対応としてというところですが、専門職を法人から出向のうえ、市嘱託職員として云々というところで、こういった考えと先程の委託相談支援事業所をなくしていくというところとリンクしていくのかなという気も致しますし、さらに財源の平成27年第2回の資料の再掲として挙がっております5ページのところの上の(6)予算(財源)について、財源については交付税と書いてあるのですが、これは委託費を財源に充てるということなのか、それとも財源については今いった交付税というところで持っていこうというところなのか、具体的にそういったことは絡むのかなと思います。現時点でお答えいただけることで結構ですので、お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。進めるとなるとこの会そのもので、事務局と具体的なやり方をしないとなかなか目に見えないということで〇〇委員からのご質問でした。1つは今の7法人に委託している委託事業は今の市の考え方だとそれは委託をなくすのかということと、なくすということは当然それに絡んでくる委託費もなくなるのかということ、それから先程の資料にありますように市でやるときに職員の問題で、この職員については法人に協力依頼をして出向という形で協力していただきたいという考え方なのか、それから最後に財源についてはどう考えているのかということで、具体的に話をしていただかないとなかなか見えないということでよろしいですか。事務局の方で回答お願いします。

事務局 3点質問がありました、3点直接答えるのがいいのか、今議論されていることの再確認ということで改めて、直接事業を受けられている法人さん以外の委員の方に改めて、基幹相談とか委託相談とか考え、なぜこのような話になっているのかとちよ



っとお時間をいただいております。説明させていただきます。そもそもこの基幹相談支援が来年度29年度までに1カ所ということがありまして、その話が議題としていろいろご意見いただくために提案させていただいた次第です。私からの説明で先程も伝えさせていただきましたが、そもそもセンターというもののなのですが、障がいのある方ですとか、障がいのある方のご家族とか、そういった方の市としての今後の相談支援体制をどのようにすればいいのかということの1つとして、ご協議いただいているわけがございます。今、市の障がいのある方の相談窓口としましては、地区7カ所あります地区保健福祉センター、ほかに7法人に委託しております委託相談支援事業所、その他に障がい福祉サービスを使う時の計画相談支援事業所ですとか、障がい児の通所のための児の計画相談、他にも委員で出席いただいております就業支援センターですとか、そこまでの重い相談ではないけども日々の中の窓口ということで各地区保健福祉センターには地区社協というのがあります。あと一方で高齢者の窓口としましては、地区保健福祉センターの中には地域包括支援センターなどがあるわけですが、行政としまして、私が障がい福祉課に来てから各障害者団体の方と意見交換や、あとは自立支援協議会の部会、運営会議の中でいろんな課題というものを議論いただいて課題としてまとめさせていただいていく中で、例えばこの委員の一人一人に当てはめてみますと、いわき聴障会の方の課題ですと、例えば各障害者団体高齢化が進んでいるという話をお聞きするのですが、聴覚障がいの方が高齢になって介護が必要になった場合、単純に介護だけの制度で全て対応できるのかというと障がいの制度の中でも今もやっただいている手話通訳などの意思伝達の障がいのサービスも必要になったりします。手をつなぐ育成会さんの場合ですと、親なき後ということで課題を出されています。そのような場合、親御さんは介護の課題があるかもしれない、一方で子どもさんに障がいの課題があるかもしれないということで、おなじ世帯の中でも障がいと介護とか、そういった複合的な課題がある、あとは身体障害者福祉協会さんですと、高齢と障がい重複している方もいらっしゃいます。あと透析の方の場合でも介護を利用しながらも、障がいの制度を使っている方もいらっしゃるかと、盲人福祉協会の

方の場合でも介護保険の利用の他に、介護保険にはない同行援護とか障がい独特の制度があったりします。そういった実際の利用される方の課題を見た場合でも、本当に障がいは障がいの窓口、介護は介護の窓口という従来のやり方がいいのかということで、今回基幹相談ですとか、委託相談を含めた相談支援体制のあり方という課題が出た時に、せっかく基幹相談支援センターという位置づけをするにあたって、従来の委託のあり方というものを、そのままを前提にということ考えたわけなのですけれども、いろいろ委託の方法とか、そういった法的なものも踏まえますと、ある程度今回基幹相談支援センターを併せて委託相談のあり方も見直したほうがいいのではないかとということで整理させていただいたのですけれども、その場合委託をなくすのかというご質問ですが、今まで委託を受けていた受託法人に対する委託先は見直すということであれば、その当該法人にとって委託はなくなるかもしれないですが、従来の市の委託に掛かっていた経費について、そのものをなくすというのではないです。ただ、受託法人からすれば委託料はなくなるということになります。それが1点目のご質問ということで、次に出向というところでご質問をいただきました。A3の横のところで、ここで出向と表記させていただいていましたのは、直営でやる場合に市のほうに出向ということ想定していた文言でございまして、この場合での課題があるということの表記です。3点目の財源につきましては、今回の相談支援体制の見直しによって従来相談業務に経費を充てていた委託料そのものをなくすというものではなくて、さらに障がい、高齢と一体的、一元的にできるようにその経費を再構築していきたいということでの整理ということなので、経費をなくすということではありません。以上です。

議長 はい、事務局からのご説明なのですが、〇〇委員よろしいですか。その他ありますか。

委員 私たちが県に要請する際、相談窓口の一体化、相談から申請の仕方まで同じ場所で行えるような相談窓口を作ってくれということをよく要望しているのですが、市にも色々な相談センターがありますが、概ね年間どれくらいの相談があるかということを知りたいです。ちなみに難病の相談センターは年間数件です。

議長 事務局で平成 27 年度どのくらい相談件数があったか、お願い  
できますか。

事務局 相談内訳ということでもしよろしければあとで調べて、相談  
というのはどのような相談、例えば今日お配りしました再掲の  
平成 27 年度の第 2 回の資料の例えば 3 ページに、地区保健福祉  
センター 7 カ所あるのですけれども、あと地区保健福祉センタ  
ーの中でも各係がございます。〇〇委員のご質問の特定疾病な  
どになると保健所にも窓口があったりしますので、各窓口でど  
ういった相談、来客があるかということで調べられないようで、  
こんな相談にはこんな件数がありましたというもし数字があれば、  
時間いただいて後日説明させていただきたいと思っております  
ので、よろしいですか。

委員 よりよい相談センター、相談者の身になって作ってもらわな  
いとどこに行ったらいいのか、いくつもあってわからないです。  
この基幹相談支援センターができれば、ここに行けば、割り振  
りしてもらえるのならいいです。センターばかりあって、利用  
しづらいセンターではどうにもならないと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ただ現実的には〇〇委員、  
協議しながら言うのも変ですが、多分この総合相談というもの  
ができたとしても、たぶん医療はまた別ですね、年金などもま  
た別です。

委員 総合的な相談ができるところを障がいのある方は希望してい  
ます。

議長 これは、今までの経過の中で何度か〇〇委員が、ワンストッ  
プサービスが出来ないかと言われたことと、関連してくるの  
かなと思います。ありがとうございます。その他ありますか。

委員 議長から冒頭、基幹相談支援センター設置に向けた考え方  
についてということで、表題、協議事項でよろしいのかという  
ことがありましたが、今お話を聞いていても、議長がおっしゃ  
ったように協議の論点が見えにくくなっているのかなと感じま  
した。資料 2 ですけれども、基幹相談支援センター設置に向けた  
考え方についてのイメージ、1 番後ろの部分ですが、要するに  
3 の基幹相談支援センター等の体制ということで、基幹相談支  
援センターは設置しなければならない、その設置の仕方につ  
いてみなさん考えてください、それに合わせてその下の部分、  
相談業務、既存の委託部分については相談支援専門員が行って、

既存の委託事業者と調整していくということで、合せてその相談支援事業、相談業務の部分についても検討してください。4の基幹相談支援センターの配置場所ですけれども、基幹相談支援センターとしては、市としては本庁舎施設内及び他公共施設内を考えております。委託相談としては公共施設内に設置することを考えていますと、ここに明示されていますので、市としてはこれでやっていきたい、そこでこれでよろしいかということをご協議してほしいということによろしいですか。

議長 今〇〇委員が言われましたように冒頭私がこの表題、基幹相談だけども、最後の4番目のところまで委託相談が公共施設内ということをお考え方としてあるとすれば、今委託で受けている各事業所は決して公共施設ではないですよ。そうしますとこの考えを具体的にご説明いただかないと協議が進まないという質問でよろしいですか。この文言をもう少し具体的にわかりやすくご説明いただきたいということですね。事務局よろしくお願ひします。

事務局 議長と〇〇委員からご質問がありました点と、今回自立支援協議会ということで各当事者団体や親の会、その他もろもろ社会福祉協議会さんも含めて、いろんな委員の方には出席いただいておりますので、冒頭で基幹相談支援センターと委託相談のあり方についてということでもいいですねということで、特に追加説明がなくて申し訳なかったのですけれども、それだけではなくて、例えば障がいがある方ですと相談支援体制ということでこんな方向等もいいのではないかと、うちではこういったことで関われるのではないかとそういった基幹相談、委託相談の他にも障がい者の相談支援体制に関わることができること、こんなふうにもっとあったほうがいいのではないかとそういった点についても幅広く意見をいただいてもいいのではないかと事務局にて補足で説明させていただきます。質問いただきました点につきましては、具体的に2ページ目の配置場所につきましては、(1)については本庁舎及び他公共施設内、委託相談については公共施設内ということになっているのですけれども、事務局でどこということ確定ではないので、このような表記にさせていただきます。相談の一元化ということをご家族や障がいのある方がまず制度の説明や手続きされるのは市内に7カ所ある地区保健福祉センターですので、そういったと

ころで幅広く相談を受けられるのがいいのではないかと（２）については考えているところであります。（１）の基幹相談支援センターについては直接市民の方が相談に来るというよりは関係機関、事業所ですとか、そういったところの相談を考えれば、公共施設内いずれかということもあります。今まで説明させていただいた中でも基幹相談の役割として各事業所の課題とか、場合によっては事業化に向けて問題整理ということを考えれば、福祉部門がある本庁舎内がいいのではないかと検討しているところであります。以上です。

議長 ありがとうございます。〇〇委員、このようなご説明でしたが、いかがですか。

委員 補足部分で幅広く協議していただきたいということで、そこは十分わかりましたけれども、やはり最初には基幹相談支援センターのあり方と委託の部分のあり方と配置場所について決定していかなければならないと思いますし、委託相談の公共施設内に置く場合のあり方や市の考え方をもう少し詳しく、こういうあり方でやっていきたいという考えが出ないと協議しにくいのかなというのはあります。また、我々自立支援協議会では直営でという話がありましたけれども、我々自立支援協議会の委員が意見を出したことによって、その意見が通るものなのか、それとも市はあくまでの参考意見として聞いて最終的に市が決定するのかということも併せて聞かせていただきたいと思えます。

議長 どこまでこの全体会議の中で具体的に私たちは話を進めてやりとりを委員の方々としていく必要があるのかなど。何を言いたいかということ、例えば２ページの基幹相談支援センターの体制の中で既存の委託事業所との調整、これは今〇〇委員が話をされたように４番の（２）の委託相談、公共施設内ということでこれは事務局の方からちょっと前に今７法人に委託しているけれどもその委託を見直すというか、そのところも１つあるということをご説明いただきました。具体的にどこどこがやっているという話は置いといていいと思いますが、そうするとここから私たちが読むのは、既存の受託事業所と調整することとは改めてそのまま継続してお願いすることもあるし、もしかすると契約廃止、契約を解除する事業所も出てくるということ、もう１つ場所については今それぞれの事業所さんでや

っていただいているけれどもそれは公共施設、場所はまだ特定しなくても、公共施設に委託の相談支援事業所が来ていただいて、やるようなことですとこの言葉から私たちは受け取って話を進めなければならないと、〇〇委員もそう言いたかったのではないかと思います。そうするとこれを他の委員の方々、〇〇委員に後程アドバイスをいただきたいのですが、他の法人等々、法人でなくてもご意見いただければ、前回のときに社協さんの話もちよつと出たので、3年くらい直営でやってあと社協さんをお願いできないか、いいアイデアだねという話が出たので、ずっとやりとりをしていただいていた、〇〇委員からもお話をいただければいいかなと思います。〇〇委員からは委託事業ではないけれど、同じ相談の立場として今公共施設云々という話が出てきましたが、どうなのかなとご意見いただければありがたいかなと思います。そんなことで他の委員の方も含めて、お願いします。

委員

只今の委託相談を公共施設内に置くという中身があります。これは28年度第1回の自立支援協議会の資料の中で総合判断のところで専門職を法人から出向のうえ、市嘱託職員とする形態があるのだということですが、法人としては果たして職員を出向させる余力があるのかどうかという問題もありますし、それから出向にあたっては法人としては出向規程というのがないです。その辺をどのように考えていくのか、委託とそれからサービス利用計画作成の連動性が切れる可能性があると思っています。その辺を今後どのようにやっていくのかを教えてくださいたいと思います。

議長

出向の話が出まして、それだけ法人ごとに状況は違いますが出向を依頼されてもできないところもあり難しい点があるということが1つと、法人の出向規程というものがないのだけれども、市としてその辺はどのように考えていらっしゃるのかということと、それからサービス利用計画を立てるほうと相談を受けるところの連動性、連携をどうしていくのかということ、今は法人が委託相談でもって相談を受ける、それから計画相談につないでいくという連携ができていますが、先程のような市の考え方からするとどうなのかなということでもよろしいですか。それでは事務局の考えを教えてください。

事務局

〇〇委員の2つの質問でよろしいですか。まず、出向規程に

つきましては、ある程度方向性ということでご了解というか、了承いただけるのであれば、そういった7法人さんそれぞれどのような規程があるのかということで、平成27年度第2回の協議時資料、1番最後のところ8ページに、この時点でも基幹相談支援センター設置に伴う検討に伴う事項ということで1番最後に説明させていただいて、今後の日程ということで各自立支援協議会3回目、4回目を27年度分、28年度については第1回以降ということで今度の日程の中で関係法人との協議ということで説明させていただいているところですので、各受託いただいている7法人さんの状況によってこのような状況だということであれば改めて了承いただければ関係法人さんと具体的に協議も可能かと考えているところです。あと委託相談と計画相談の連動性ですけども、補足で説明させていただきますと、今いただいている委託相談というのは全く一般的というか、報酬というものにかかわらず、行政から相談業務をお願いしますというところでの委託業務です。一方計画相談というのは総合支援法に基づきまして、介護保険でいうケアマネ、ケアプランですかね、そういった計画を作っていただくための流れです。実際受託されている法人さんによっては、相談の内容、相談されている方の背景を含めて一元的、連続的にやったほうが良いということで対応していただいているということが現実問題としてはあると思います。ただ相談支援体制のあり方については、委託相談と計画相談が必ず連動しなければならないということではないので、ある程度委託相談、従来の委託相談が、例えば公的な機関に位置づけられたとしても、その従来の委託相談の役割としては関係機関の相談などそういったのもあり得ますので、もともと同一法人内にいたほうが当然より連携はとれるのかなと十分事務局としては承知していますが、実際公共施設内に委託相談の機能が入った場合でも全く連動性が取れない、比較すれば当然取れにくい、いずれも職員同士でできるという体制とはちょっと、法人さんの中では委託していることを前提に比べれば難しくなると思うのですけれども、私も連動性という面でやってはだめとかそういうことではないと受け止めているところです。

議  
委

長  
員

はい、そういうことなのですが〇〇委員どうですか。

今委託も含めて一般相談と障害支援区分の調査も委託を受け

てやってきています。それと連動してやっぱりサービス利用計画作成まで一連の流れがずっときていますが、基幹相談支援センターで支援区分の認定調査とか、そういうものは全部基幹相談支援センターでやるようになりますので、そうすると非常に分断される可能性が十分あるのだらうなと思います。委託がなくなると全て基幹相談支援センターでやってくださいということになってしまいますので、そうすると、今の相談支援事業所はサービス利用計画作成だけになってしまいます。そうすると事業所としての維持と言いますか、すごく縮小していかなければならないということもありますし、また出向ということになりますと人事の問題や事業計画の問題に反映されてきます。法人に負担がかかってしまうことがあるのです。そうなりますと委託がなくなれば、サービス利用計画作成費だけです、せいぜい職員を2人置いても赤字になる可能性が十分あります。それに加えて一般相談支援を受けるということはまず不可能になってくるだろうと考えているのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長 長 同じようなことについて、委託相談を受けている〇〇委員、〇〇委員のところでも相談を受けていますよね。それから〇〇委員のところも受けていますね。今〇〇委員がお話したようなことはやはり同じように起こってくるのかなと思うのですが、その点のご意見がいかがですか。

委員 おそらく今後介護と障がいと一緒にいくということで、窓口も一緒にしておいたほうがいいのかという考え方については確かにおっしゃる通りだと思います。そういった方向性に行くのはわかりながらも、うちは専従で1名の相談員を置いているのですが、相談専従でやっっていながらも一般相談を行うということは社会福祉士有資格者ですし、スキルも持っているそういった人材というのは法人の中でもさまざまな役割を担っています。そういった人材が外に出るということは、私たちのような小さな法人にとっては、やはり大きな痛手というのは間違いありません。

議長 長 はい、ありがとうございます。〇〇委員の法人でも委託相談を受けていますよね。今〇〇委員が言われたようなことはいかがですか。うちは職員がいっぱいだから大丈夫、それだけのノウハウを持っているから大丈夫ということでもよろしいですか。



委員 員 そう言いたいけど言えません。  
議 長 それぞれ事業所で意見を出していただかないと〇〇委員願  
いします。

委員 員 若干論点がずれるのですか、今までの整理をしていきたく  
と思います。自立支援協議会の前回までの話し合いの中ですと直  
営か、委託かということで話が進んできたと思うのですが、今  
回の提示を見ますと直営はちょっとどこかに行ってしまうと、  
委託を前提としてお話が進んでいるような感じです。委託をす  
るにあたっては一般相談支援事業所を行うものということで一  
般相談支援事業を単独の法人に委託するというような方向で丸  
ごと引き受けてもらうという方向にあるというふうに考えられ  
るのですが、ただ明言はしていないのであくまでこれは行政の  
考え方だと考えてはいるのですが、そういう認識でよろしいの  
でしょうか。

議 長 私が答えるべきことではないので、〇〇委員がおっしゃるよ  
うに冒頭私もお話したのですが、今までの自立支援協議会の論  
議の積み重ね、繰り返しますけれども、基幹相談支援センター  
をこれからやっていく、意味合いについてはこの資料にあると  
いうただこれを市の直営で、それから委託という形もあるのだ  
けれどもどうだろうかということで論議を重ねてきて直営でで  
きないだろうか、その方がより望ましいのではないかといい  
ことで前回まできたのだけれども、今回はこのような話になっ  
ているということですよ。〇〇委員のご質問についてのご回答  
をお願いしたいのですけれども、お願いします。

事 務 局 前回の協議会の中で、直営か、委託かということで直営の難  
しさと言いますと、専門性をどう担保していくかということに  
なります。そこを担保できませんと、相談支援体制を組めない  
ということがございまして、確か前回もこの話を申し上げて皆  
さんの議論の中で社協はどうなのかというお話があったかと記  
憶しております。今回のご提案のベースにありますのは、基本  
的には基幹相談支援センターをどう作っていくのかというこ  
とがあるのですが、それを作っていくためには基幹があるとし  
て、地域に存在する現在あります委託相談支援事業所はどうい  
う機能を果たしていくべきなのか、さらに障がいだけではなく  
て、高齢分野や貧困、子ども・子育て分野という形の中でどの  
ように支援体制を作っていくかを協議しているところでござい

ます。その中で、今それぞれが現在進行系で進んでいるところなので、まだ形になって見えておりませんが市としてはいわきの特色として7地区保健福祉センターがあって、そこが窓口になっており、各7地区保健福祉センターに地区社会福祉協議会が同じ建物の中にある、高齢分野の地域包括支援センターもある、今考えておりますのは7地区保健福祉センターをいわゆる私たちが考える福祉分野の総合相談支援機関にできないだろうか、そこは地区保健福祉センターも社会福祉協議会も事業それぞれありますけども、建物の中で組織は違いますけども、そこをひとつの括りとしてワンストップ機関に出来ないかと考えているところがございます。そう考えていきます時に、障がい分野で各事業所さんに委託をしております相談支援機能というものを考え方としてはそこに集約ができないということがございます。そのことによりまして、議論としては、高齢は高齢、障がいは障がいだけではなくて、地域には様々なニーズがありますし、同じ家庭の中でも複合ニーズがある、そういったものをワンストップで受ける体制を作っていけないかと思っているところでありまして、福祉に関する相談や困りごとがあれば、とにかくあそこに行けば相談に繋がっていくという機能が確保できていない、それは障がいだけではなくて、これは地区保健福祉センターに地域包括支援センターがありますが、同じように低所得の方、子育て分野も含めてそういう体制を作っていけないかとそう考えてきます時に、今の委託支援事業所はどうあるべきだろうと考え、今の事業所に存在する形ではなくて、そこに集約ができないものなのかというふうに思っているところです。その集約をするに際して、どういう体制を作っていけばより適切で効率的にできるかというものになってきているかと思えます。考えとしてはそういう考えを持っている、先程からいろんな意見が出ていますように個別、具体的いろんな課題があるだろうと思っております。新しい形を模索していくのか、それとも今の相談支援体制でいいのかという議論の中で新しいものが1つの選択肢だということであるとすれば今日出されている意見もたくさんあるかと思えますが、委託をしている7つの事業所さんと話し合いをしながら、できるできないを考えていく必要があるのかと思えます。その集合体で取りまとめをするのが基幹相談支援センターなのではないかと思ってい

るといところです。そんな考えを元にたたき台として案を出させていただきました。

議長 長 はい、ありがとうございます。〇〇委員そういうことでよろしいですか。

委員 只今の部長さんのお話大変分かりやすく、昨年度厚生労働省で出された新・福祉ビジョンの中でそれと同じようなことが出てきています。私ども相当前からワンストップサービスは絶対に必要だと何度も提言してきて、逆にではどうするのかと質問された経緯があります。今までいろいろな会議とか、この協議会の話ではなくて障害福祉計画でもいろいろご提言させていただいたことがあって、ようやくワンストップサービスという考え方非常に私賛成ができます。在宅の障害児のいらっしゃるお母さまなど直接お話を聞く機会がありまして、役所に行つてあちらこちらに行つてと言われて迷つてしまうと何度も聞いた経緯がございます。その意味で以前からワンストップサービスが絶対必要だよねという話はさせていただいてきました。部長さんのお話が非常に理想だろうと考えています。逆に地区センに入らなくても、委託のままでもいいのかなと感じます。財源の問題も出てきてしまいますので、前年度の計画の中では交付税、交付費でやるというふうにしておられた、今回委託料はなくなる、総論的にはすごく賛成のところがあつます。しかし各論になるといろいろな問題が出てくるのではないのかなと考えております。その辺が問題ではないのかなと思います。以上です。

議長 長 はい、ありがとうございます。部長さんからお話いただきました。非常にシンプルだけでもこんな感じで考えているというお話だったのですが、今〇〇委員の話のように基本的な所は自分が考えていたワンストップサービスとある意味通じるものがあるという各論は各論としてちょっと置いておいて、市では総合的に考えていきたいということですが、その他の事業所さんではどうですか。話がそれて、ちょっと就労の相談になつてしまうのですが、一般相談と基幹相談センターとそういう形で進めていきたいという話が出ているのですが、〇〇委員何か意見あればお願いします。

委員 委員としては、就労支援センター所長の立場で出させてはいただいているのですが、議長がおつしゃつた相談の部分も管理

者として関わらせていただいていますので、これもお話の振りだったかと思いますが、各運営委員会にもその都度出させていただいた中で各法人さんや委員の皆さんのお話ではやはり先程から〇〇委員がおっしゃっているとおり、なかなか法人の余力はないので直営という流れで話になってきたという経過がございます。先程もお話があったとおりですね。ただ私個人的には部長さんのおっしゃるとおりで総論としてはと、先程おっしゃっていましたが私も市の考え方、今出てきた案は1つの案としてはとても賛成ではあります。ただ市の考え方にそれぞれの法人がどこまで歩み寄れるかという部分はあるとは思いますが、それをこれから整理していく作業になるのかなと思います。それ以上の意見やそれ以外の案の全体会議で求められているのかなと思って聞いていましたが、それ以外の案がちょっと思い浮かばなかったのが事実ではあります。

議 長 それ以外の案が出てくることを楽しみにして話を振ったのですけれども。

委 員 そうですね、1つ言えることは就業生活の立場としましては、発達の就労生活の強化事業という委託を受けさせていただいていますが、この役割が基幹にいくのであればそれはそれで1つだとは思っております。もし継続、もしくは継続でも予算がないとしましても、就業生活の役割を持ってスーパーバイズできるような団体であると自負はしておりますので、何らかの形で基幹相談支援センターの役立ちをしたいなとは思っております。以上です。

議 長 当然これがどのように進むか分かりませんが、今の案のような包括的なものになったとして、関係ないということは当然ないわけです。生活の中には生活そのものもありますし、就労もあるからそこはやっぱり連携だと思います。お互いに連絡調整だと思います。社協さん前回いい案が出て、社協の方に行くのかなと思っていたのですけれどもいかなくなってしまったみたいで申し訳ないのですが。

委 員 前回の会議の中で基幹相談支援センター、社協にという話が出ていたのですが、よくよく読み込んでみると28年度第1回目資料のA3の横長の資料の左下にその委託の運営の条件の中に一般相談支援事業を行うもの、または特定相談支援事業を行うものという条件、この条件を付された場合、うちは満たしてい

ないのではないかということになります。これはあくまでも条件で緩和となる場合はまた別なのですが、この条件で見た場合はできればそういった相談支援事業の経験があるところが基幹として運営したほうがいいのかと思います。部長の意見ということで地区保健福祉センター単位にワンストップという件については賛成であります。〇〇委員から出たとおり、利用者の立場を考えるとワンストップで解決できる仕組みが一番良いことなので、その点については賛成です。ただその一方で委託事業を受けている事業所の立場から見ると委託金 790 万という額が無くなった場合、その委託金で雇われていた職員の処遇が一番問題になってくるのかなというところでもあります。我々も別件ではありますが、市の権利擁護成年後見センターに職員 1 名、将来的な受託も含めて、派遣しておりますが、万が一受託が無い場合、その 1 名の処遇はどうなるかという部分で共感するところがあるので、そこをどうクリアしていくのかと思います。

議 長  
委 員

はい、ありがとうございました。

部長のお話を伺って、非常にわかりやすいお話でしたが、1 つ気になるのがワンストップ窓口の問題で最初に直営という話が出た時に、私が考えたのは行政の責任ということで本来ですと行政のある程度知識の持ったケースワーカーが窓口にいればそれは全然問題にならないことだと思います。もし、委託という方向に進んでいますが、委託された場合にそちらの専門の方に任せるといことはあると思いますが、行政ケースワーカーの養成がかなりおぎなりにになってしまうのではないかと考えられ、ケースワーカーが単なる事務員に成り下がってしまうのではないかという恐れがあると考えられるのですが、行政のほうではどうお考えですか。

事 務 局

ワンストップ機関の一員として行政も専門性の担保をしていかなければならないと思っていますし、一定の役割を担っていかなければならないと思っています。ご承知のとおり、平成 12 年に介護保険が始まって以降、行政のいわゆるソーシャルワーク力は落ちてきた、それまでは行政が施設の入所決定だったりとか、地域の障がい者、高齢者の方の支援を行ってきたわけですけど、そういったものがケアマネジャーに変わったりとか、契約に移行したりという形で行政の手から離れていきましてスキルが低下したということがございます。スキルが低下した一

番の背景は地域に出かけていかなくなったということがあります。結局、ケアマネジャーが役割を担っている相談支援事業所が役割を担っています。もう一度その意味で申し上げますと地区保健福祉センターのソーシャルワーク力を上げていかなくてはならないと思っております。何をやっているかというところまずは福祉専門職の採用を始めたということ、3年くらいで異動する職員ではなくて、基本的にはずっと福祉の仕事をしてもらう職員を6年前から採用をしています。それから担当課に話をしまして、いわゆるOJTです、仕事をしながら職員を育てていくマニュアルを作っていく、その中で計画的にスキルを上げていくということで取り組みを始めています。さらには現場に出ていかなくなったものですから、ある高齢分野ですとある分野については地区センの仕事、具体的に申し上げますと要介護認定を受けてサービスを使っていない方は3,000人程度いらっしゃいます。これは誰も関わっていないわけです。一説によりますと家庭介護ですので虐待などがそこに温床としてあるのではないかと、こういうところはケアマネジャーも地域包括も関わっていないので、地区保健福祉センターがこの分野を担っていく、それをマネジメントする力を地区保健福祉センターは付けていこうというところで取り組みを始めているところです。障がい分野につきましても、同じような形でまずは新しい形が作れるとすればその形に移行したうえで行政はどこを担っていくのかということを考えながら、行政自身も役割を担っていくという体制をとっていきたいと思っております。そう申しますのは、高齢分野で今地域の課題を確認して、地域の課題に対応するサービスを地域で作っていこうということが行われております。これは施設の時ですと一律でよかったのです。同じ施設を作ればよかったのですが、自宅で暮らしていこうとなると平に住んでいる人と川前に住んでいる人では求めていくものが違いますので、それぞれが求めているもの、ニーズにどう応えていくかになっていきますので、地域のことが分からないとサービスを作りようがないです。1つ課題が出てきますのは地区保健福祉センターが地域と接点を持っていないが故に地域の課題と直接向き合っていない、つまり地域包括、ケアマネジャーや社協から話を聞かないとわからないという現状があります。地区保健福祉センターの職員自体が地域に出て行ける仕組みを作

議

長

っていかなければならないと思っています。同じことを障がい分野でもこれから取り組んでいきたい、そんなことを主に取り組みながら行政として役割を果たしていきたいということです。

〇〇委員よろしいでしょうか。部長さんのお話のように平成12年に介護保険が、平成15年に障がい措置から契約に移って行ってその後何になったのという、極端な言い方をすると契約だから地区センはあなたたちの仕事でしょうと本人と施設との話になってきた現状が今までであったのかなと思います。もう1つは先程の話のようにサービスを利用している人はどこかで繋がっているけれどもサービスを利用していない人には誰が関わるのかという、措置の時代は福祉事務所の担当の方が少なくともこの人については年1回まわろう、ここはいろいろあるから1月に1回、3月に1回ということでケースワーカーの方がというか、障がい福祉担当の方が計画的に忙しい中でやっていたことも今ひょっとするとなくなっているのかもしれないと思います。私の事業所は当然契約だからその人たちに対して色んな面での支援をしていきますけど、契約のない人たちについてはもしかすると相談支援事業所にも分からない人たちかなりいるのかなと、こういう人たちを誰が見るかという先程の〇〇委員の話のように公的な責任はどこにあるのかというところにもう一度戻っていかなくてはならないのかなと部長さんの話を聞かせていただきましたので、ぜひよろしく願います。

委

員

すみません、そろそろこの辺で僕の保留になっている質問を掘り起こしたいと思いますが、やはりずっと気になっていたのはオープンに今のように意見を交わすのはすごく勉強になります。それはそれでいいのですが、協議事項になった場合、ある程度的を絞って協議していかなくてはならないのかなと常々感じておりました。今回も例えば自立支援協議会より我々はどこまでの権限があって、何を話し合えばいいのか、委員の皆さんが理解するのがすごく難しいのではないかというのは協議事項が明確になっていないからではないかなということを感じております。例えば基幹相談支援センターを設置するにあたって直営にするのか、委託にするのか、皆さん意見を交わして決定してくださいと言われたら、我々は真剣に意見を交わして直営でお願いします、委託でお願いしますと意見を出します。ですが直営か、委託かは市が決定いたします、皆さんからは参考意見

を聞かせていただきたいというのであれば、それなりの意見を述べさせていただく形になります。委託相談にしても公共施設内に置きたい、どういうあり方があると思いますか、皆さん協議してくださいというのであれば、そのように話しますし、そもそも公共施設内に置くのに賛成か、反対か、それを決定してくださいというのであればそういう話し方をします。ですから、先程、〇〇委員からもあったように、各法人がどれだけ歩み寄れるか、市と話し合いをしていくのか、詰めていくのかという意見がありましたけれども、この自立支援協議会とは別な場所でいろんな話し合いがされていると思います。この自立支援協議会に上がってきた時に私たちが何を協議して何を決めていくのかという協議事項をもっと明確にお伝えしていただけたらと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ずっと流れも踏まえて、今の最後の話も踏まえて〇〇委員は他の委員会などの委員をして出られていると思います。そのあり方なども含めてご意見をいただければありがたいなと思います。

委員 白熱した中でどのくらい口を挟めるかと思っていたのですが、私前回お休みをさせていただいていたということもあるかもしれないのですが、今までこの論理というのはこの基幹相談支援センターの業務をどうするのか、必要性があるのかどうなのか、どんな意義があるのかというところから話を進めてきたつもりで個人的にはおりました。直営なのか、委託なのかという話に入ってきたと思っていたのですが、ワンストップでというものがそこに入ってきて結局地区センターの充実ということになっていったということが途中からようやく理解できたところでもあります。私がちょっと思いますに、ワンストップで地区センターに様々な相談を受けるシステムを整えるというのは確かにとてもいいことではあるのですが、私も発達障がいの方、小児がんの方の相談を受けさせていただいている中でやっぱり最初の基幹相談支援センターを作ったらいいと思ったところのはじめに書いてありますけど、困難事例やスーパーバイズが必要なことというのはどんなベテランになってもすべての領域について、1人の人が全てのことというのはできないわけで、当然出てくるであろうなと思います。そうすると当初この会で基幹相談支援センターとして困難事例対応とかスーパ



ーバイズができるとか人材育成というのは多分必要なのだろう  
なと思います。今日のお話から考えますと地区センターに委託  
でワンストップで相談できるところを置いてそこを総括するよ  
うな形での基幹相談支援センターというふうに私には聞こえま  
した。ということは、市役所の一角にあってそこでいつも職員  
の人がいてその人が何か相談が来た時はスーパーバイズしたり  
とかするものではなくて、もしかしたらその都度必要に応じて、  
事務の方などがいるとしても、みんなの知恵を集めてやるもの  
のかなと、その基幹相談支援センターのやるべきことをどの  
ようにやるのかということについて、私はまだイメージがつか  
ないのですけれどもその辺については今後の話し合いになるの  
かなと思います。この辺も重要な点かなと思って拝聴してお  
りました。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。〇〇委員から最後のほうに  
基幹相談支援センターの話が、これからなのかなという話が出  
ましたけれども、私はこの話、また元に戻りますけど、今まで  
基幹相談支援センターはこういう役割を持つということで考え  
ているということで資料を元にずっと論議してきたというわけ  
ですよね。〇〇委員のお話のように困難事例やスーパーバイズ  
などを基幹相談支援センターの役割として、機能としてやる  
ということで今まで検討してきた、それを直営、委託という話  
があったのですが、今日改めてそういうことをベースにして行政  
の基本的な考え方についてという中で委託相談についてとい  
うことで来たので少し混乱しているのですが、委託相談を今の法  
人に委託している形ではなくても相談支援事業所はそのまま、  
例えば公共施設のどこかとかは別としても、地区センなどが援  
護する形にして、ワンストップ窓口にして、なおかつ最初の基  
幹相談支援センターについては機能、役割というのは前のお  
り、こちらにありますように本庁舎内及び他の公共施設内にず  
っと論議してきた機能で置いておくという考え方でいいと私は  
思っていたのですけれども、そう聞いてなかったですか、違う  
かな。基幹相談支援センターはまた別にして、今委託相談を公  
共施設で云々という話になってしまったけど、委託相談はな  
くなったわけではなく、基幹型もなくなったわけではなくて、こ  
こにあるように基幹型は基幹型のセンターとして本庁舎内及び  
他の公共施設内で、委託相談を今法人の事業所に置いてあると

ころを場所的に言うと地区センに持ってきて、一体的に委託相談をそこで行うという仕組みにしていきたいということで理解しながら、議長を努めていたのですが、そういうことでいいですか。

事務局

先程、〇〇委員のお話にもありましたとおり、どこまでここで協議をお願いするかというところの論点がやはりはっきりしないということです。ここに書いてはないのですが、何を考えているかと言いますと地区保健福祉センターの建物をワンストップ機関にしていく、そこには今地区保健福祉センターと地区社会福祉協議会と地域包括支援センターが入っている、障がい者の相談支援の体制を実は高齢者と1つにしていこうと思っています。従いまして、多分ここまで話は出ていなかったと思いますが、地域包括支援センター運営法人にまとめて委託をできないかと思っています。高齢と障がいについては、もう別々にやるのではなくて1つの機関が担っていく、そして最終的には引きこもりなどの支援をどうするのか、引きこもりはまだどこにも対応する機関がないです。そういう新しい地域の中のニーズにもそこが関わっていく必要があるかと、組織の中に持ち帰ってきてみて役割をどうするかアウトリーチも含めて、特に高齢、障がい分野については地域包括支援センターの運営法人が一括して地域の相談体制を担っていくという形が取れないかと思っています。その為には案としては先程申し上げたとおり、それぞれの事業所ではなくて、地域包括支援センターのある地区保健福祉センターの中に委託相談支援事業所をスタッフの方も集まっていたきまして、地域包括支援センターと同じように地域を高齢、障がいに関わらず、最初はなかなか難しいですけども、ゆくゆくは高齢、障がいと区別なく分担をしながら地域を担っていただく。そして、基幹型はそれを集約する困難事例やスーパーバイズをする機関として同じ法人の中に最終的に置いていく。ただまだ始まりなものですから、障がい福祉課と連携をしながら基幹はどういう役割を担っていくのか、そこにどういう体制を付加していくかを考える必要があるかと思しますので、どちらにするか、どちらを優先するか、最初からその方向で行くとすれば、新しい法人、要は相談支援事業を一括して、地域包括支援センターと一緒に担っていく法人をお願いするのか、その形が出来るまでは障がい福祉課が関わるこ

とによって、障がい福祉課に置くことになるのかということだと思っています。当然その前段としてそういう体制になるのかどうかということを含めて、ご協議いただくことになると思いますので、その結果を踏まえた上でこれから出てくる内容を考え合わせながらどういう体制からスタートしていくのか、どういう形がより望ましいのかを考えていく必要があるかと思えます。〇〇委員の先程の話で言いますと基本的にはたたき台としてのお話をご提案申し上げて、そこの中で皆さまから様々なご意見をいただきながら、最終的には総意をまとめていきたいと思っています。従いまして、市で意見をいただいて判断するのは市になりますが、市が皆さんの意見を全く無視していくということは、考えていないということでご理解いただければと思っています。

議  
委

長  
員

〇〇委員、〇〇委員よろしいですか。

〇〇委員がおっしゃったことは、やはり基幹相談支援センターがここに業務内容が書いてありますけれども、我々いわき市に置く基幹相談支援センターはこういったイメージだと、こういった機能、役割があるということが一番大事なところだと思います。そこを明確にしないまま直営、委託は違う話だと思っています。ただ時間がなかなかない中で市も大変だとは思いますが、基幹相談支援センターはこういうものだというたたき台ですね、それこそイメージを出していただけるとわかりやすいのかなと思います。

議

長

はい、ありがとうございます。今日の資料の2番のA3の基幹相談支援センター設置に向けた検討の業務内容があります。これが市で考えてこの全体会議に提示されている業務内容が今行政で考えている役割ということでよろしいのですよね。こういうことを基幹相談支援センターに担ってくださいということでよろしいのですよね。今いろんな角度から話をいただきました。確かにここで色々なことを決めるのは、意見として決めるのは構わないと思います。最終的な決定は行政の政策に移っていくものですので、そこはいろんな意見を取り入れて行政で判断していただきたいなと思います。その他ご意見等々、基幹相談支援センターについてありますか。ではもう1つ聞きます。この後の進め方はこの次の全体会議もこれを持っていくのですか。それとも今日のことを踏まえて実際的に今委託している法人さ

んと具体的な話を進めていく予定ですか。

事務局

事務局としては、総論のところでは考え方を集約して、先程からお話が出ていますように、おそらく人の問題、委託料の問題、現状とどうすりあわせをしていくのかということになっていきますので、基本的な考え方として、細かいところは別としまして、ワンストップ化を図っていくその1つの流れの中で障がいの相談支援体制も考えていくというところ、今日集約をしていただけるとすれば、それを踏まえた上で、今の仕組みをどのようにどうなったのかということですね。例えば、今考え方を申し上げましたけれども現実問題としては今ご協力いただいている法人さんからご協力いただけませんと現実には出来ません。ご承知のとおり障がい分野はそんなに広く人材がいる分野ではございませんので、今実際に事業所で障がい分野の実務に携わっている方にご協力いただきませんと基幹相談支援センターが作れないということになります。ただ今日の話をお伺いしていると法人のほうに支障が出てしまうという話もございました。どうすればいいかということをお互いにこの方向で進んでいくとすれば、解決しなければいけないことなのだろうと受け止めているところがございます。今日中途半端で終わってしまいましたけれども、1つの考え方としてお示ししたそれにはさまざまな課題があるとその課題について現在委託をしています7事業所さんと何が課題なのか、どのようにすればいいのかということをお話をさせていただきながら、また次回その経過も踏まえてより深いお話をお示しできれば幸いですと思っております。

議長

はい、ありがとうございます。いろんなご意見を各委員の方からありました。総論賛成という部分がかかなりあったかと思えます。ただ個別に言うと人の問題とか事業所法人の問題が当然のことながら出てくると思えます。次回が12月です。それまでの間に具体的な話でどこがどういうことなのかということをお互いに、この場では法人の状況そのものは論議できませんので、次回の全体会議の前にそういう話でやり取りが出てきてその中で難しい点、配慮しなければならない点が出てくると思えますので、それをまたまとめていただいて、みなさんで協議していく、よりよいものにして進めていくということでこの議題について終了させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。これで協議事項は終了となります。その他ということで、

障がい者支援施設等における防犯に係る安全の確保について、事務局から説明をお願いします。

事務局  
議長

(資料に基づいて説明)

ありがとうございました。説明いただいたことで特に質問ということではないと思いますが、何かあれば委員の方から提案でも、ご質問でも確認でもお願いします。よろしいでしょうか。なければ、これで、第2回全体会議を終了したいと思います。

事務局

以上を持ちまして、第2回いわき市地域自立支援協議会を終了いたします。

#### IV 閉会